

昭和三十六年五月八日(月曜日)

午前十一時十六分開議

出席委員

委員長 山手 満男君

理事 秋田 大助君 理事上林山榮吉君

理事 廣瀬 正雄君

大高 康君

齋藤 邦吉君

志賀健次郎君

竹下 登君

長谷川 峻君

星島 二郎君

受田 新吉君

出席國務大臣

郵政大臣 小金 義照君

出席政府委員

郵政事務次官 森山 欽司君

郵政事務官 荒巻伊勢雄君

(大臣官房長)

郵政事務官 松田 英一君

(大臣官房電氣通信監理官)

委員外の出席者

郵政事務次官 加藤 桂一君

日本電信電話公社総裁 大橋 八郎君

日本電信電話公社副総裁 横田 信夫君

日本電信電話公社理事(経営調査室長) 秋草 篤二君

日本電信電話公社理事 米沢 滋君

(技師長) 日本電信電話公社職員局長 本多 元吉君

日本電信電話公社営業局長 大泉 周蔵君

日本電信電話公社理事(運用局長) 山下 武君

日本電信電話公社理事(審判局長) 伊藤 誠君

日本電信電話公社理事(施設局長) 平山 温君

専門員 吉田 弘苗君

四月二十七日

委員田邊誠君及び松井政吉君辞任につき、その補欠として八百板正君及び成田知巳君が議長の指名で委員に選任された。

同月二十八日

委員正力松太郎君及び高橋達之助君辞任につき、その補欠として長谷川峻君及び小泉純也君が議長の指名で委員に選任された。

五月八日

委員鈴木大善幸君、竹山祐太郎君、寺島隆太郎君、羽田武嗣郎君及び早稲田柳右エ門君辞任につき、その補欠として竹下登君、齋藤邦吉君、笹本一雄君、松本俊一君及び二階堂進君が議長の指名で委員に選任された。

同日

委員齋藤邦吉君、笹本一雄君、竹下登君、二階堂進君及び松本俊一君辞任につき、その補欠として竹山祐太郎君、寺島隆太郎君、鈴木大善幸君、早稲田柳右エ門君及び羽田武嗣郎君が議長の指名で委員に選任された。

四月二十六日

ラジオ岐阜設立免許に関する請願(野田卯一君紹介)(第三〇六九号)

ラジオ茨城設立免許に関する請願(加藤高蔵君外一名紹介)(第三一九〇号)

郵便法の一部を改正する法律案の一部修正に関する請願(高橋等君紹介)(第三二六二号)

郵便物運配解消に関する請願(鈴木善幸君紹介)(第三三三五号)

五月四日

第五種郵便料金に関する請願(金子一平君紹介)(第三四〇三号)

簡易郵便局法の一部改正に関する請願(渡海元三郎君紹介)(第三五三七号)

は本委員会に付託された。

本日の會議に付した案件

公衆電気通信法の一部を改正する法律案(内閣提出第一四七号)

○山手委員長 これより會議を開きます。

公衆電気通信法の一部を改正する法律案を議題として審議を進めます。

質疑の通告がありますので、順次これを許します。

大高康君。

○大高委員 私は電気通信法につきまして若干質問をいたしたいと存じますが、正確なる御答弁を願いたいと存じます。

まず、今回の公衆電気通信法改正は、電話の料金体系の合理化が目的であるというが、いかなる必要によってかかる合理化をはかろうとするのか、そしてまた、かかる料金体系の合理化というものは、公社の長期計画と密接なる関係があるものと思うが、それについてきわめてわかりやすく御説明を願いたいと存じます。

○小金國務大臣 今回の電気通信法の一部改正法律案の起案にあたりましては、電電公社の今日までの体験と、今、大高さんのおっしゃいました今後の近代化並びに大拡張の長期計画等を勘案いたしまして、どうしても今のままの料金では十分な施設もまた近代化もできないというような考え方に基いたものでありまして、さらに具体的に電電公社の總裁から答弁をさせていただきます。

○大橋説明員 料金をどういう必要に基いて改定するか、こういう御質問かと思ひます。これはおもな点は大体三点あると思ひます。

第一は、近來経済界の発達、ことに都市の発展に伴ひまして、大都市の郊外が非常に発達いたしまして、大都市と隣接の都市との電話の料金の格差がだいに著しくなつて、不合理な点が多々現れて参つたのであります。例を最近の東京にとつて考えますと、たとえは荻窪の電話加入者は一通七円七角の時、間に關係なく東京市内であればいかなるところでも加入区域内で話ができることになつております。ところが道一つ隔てた隣の武蔵野市の住民が東京都

の市内へ電話をかける場合には、二十円の一円の外料金をとられるというところが随所に現れておりますので、このような不合理な料金体系の是正というものを希望する声が非常に強くなつて参つておるのであります。それを何らかの方法で、ある程度までは正しなければならぬ、これが一つの理由であります。

いま一つは、御承知の通り市外電話は従来はほとんど全部待時の電話であつたのであります。申し込んでから相当時間がかつたのであります。最近では相当即時通話というものも市外に適用されまして、百キロ以内の近距離は加入者自身のダイヤルを回したただけで即時通話ができる体制になつておりますが、少し遠距離になりますと、最近即時通話になりましたと云へば東京・大阪間あるいは東京・札幌、東京・福岡間というような遠距離の即時通話はすべて交換手を通してやつておる、こういうことであります。これは世界の趨勢から見ても、漸次自動即時通話でやるといふことが世界の趨勢であり、またそうしなければ今後の電話の発達の妨げになる。ことに御承知の東京、大阪等の大都市におきましては市外電話が相当多量に増加いたしておりますが、今のような交換手の手を通して市外通話をやるといふことになりまして、たちまちさらに交換手を増員しなければならず、従つて局舎が狭くなり、増築しなければならぬことになりまして、これはどうしても加入者の自宅からダイヤルを回すことによつ

て、直接相手加入者、大阪なり福岡なりの相手方の加入者を呼び出してつながらる体制にしなければならぬのである。これがためにどうしても料金を改定し、機械の力によって料金の計算をやらなければならぬ。交換手を通さないで、いかなる機械を使つかというところが非常に問題になって参ります。これらの点もできるだけ早く安い機械で正確な機械を据え付けてというためには、現在の料金体系を変えなければならぬ、こういうことに考えておるのであります。これが第二の理由であります。

いま一つは、それに伴いまして、従来の局と局との距離の計算測定方法が非常に旧式なものであります。これをできるだけ簡便な計算方法で局と局との距離を測定する方法をきめなければならぬ。

大体この三つの点が今度の改正の根本に横たわる理由でございます。

○大高委員 次に、この料金改正の実施時期は明年秋の予定ということだが、明年秋に実施するものを、なぜ今国会に提出し成立させる必要があるのかということを一御説明願いたいと思ひます。

○大橋説明員 これは単に料金の改正だけでなしに、これを実行いたしますためには、あらかじめ機械設備をやらなければならぬ。従来の機械を改造する場合と、新しく機械を据え付けてそれによって新しい料金制度を実行することになりますので、それがためにはどうしても一年半の期間が必要になって参ります。これが本年のこの議会に通過しないうことになりまして、また一年実施がおくれる。この次の国

会まで待たなければならぬということになります。ただいまの即時通話の促進等のごとがだんだんおくれて参る。のみならずそれがために将来非常にむだな費用をよけい使わなければならぬ。よけいに改造しなければならぬという結果になりますので、この設備のむだな省くという点、経費を節約するという点、また自動を早く促進するという点、いずれの点から考えましても、この際やるのが一番急務である、かような見地からぜひ本国会でお願いしたい、かように考えております。

○大高委員 次に、今回の料金改正で約三十億円の減収になるというのであります。それはあらかじめそれだけの値下げをはかったものなのかどうか。三十億といへば公社の全収入に占める比率は小さいかもしないが、額としては相当大きなものであり、それだけの減収を生じても公社の事業計画や財政に支障を及ぼさないかどうかというようなことを一つお聞きしたいと思います。

○横田説明員 今回の改正は、料金の水準は原則として従来通りということを目途にいたしてこの案はできております。しかしこの料金改正にあたりまして、水準は従来の水準を維持するといふことを前提にいたしております。が、どうしても従来の料金を変えたいといふことになりまして、でこぼこ調整と申しますか、従来より安くなるところが出てくる、とともに幾分高くなるところが出てくる。しかし、そういうところでもできるだけ影響を少なくせよといふことになりまして、全体としてある程度減収を避け得ないということ

で、最終的に約三十億円の減収の案になったわけでありまして。しかし、この点は将来のこの料金改正によりまして、先ほど総裁からもお話を参りましたように、サービスの改善を今後やっていくことができるということ、むだな投資をなくすることができる、という点で、この料金の減収といふものも、将来長い目で見ていくならば、われわれの電話事業についても必ずしもマイナスにならずにいけるのではないかといいことで、お客さんのサービスの点と、われわれの事業の将来にいたしまして、こういう料金改正で将来の対策が、お客さんのためにもわれわれの事業のためにもよいのではないかと、こういうふうに考えております。

○大高委員 次に、この料金改正によつて職員の労働条件に悪影響を及ぼさないかどうかという点について御説明願いたいと思ひます。

○横田説明員 この料金改正自体によつて労働条件に直接云々するということとはほとんどないのですが、御承知のようにわれわれの電信電話におきましては、お客さんのサービスの改善のために今後設備の近代化を大いに必要とする。従いまして、従来人手でやっておりましたことを機械でやっていくといふような面がいろいろ今後の第三次、第四次の五カ年計画には相当出て参ると思つております。しかし、そういう点につきましては、同時にわれわれの拡充は一方においてそういう設備の近代化、機械化といふことが行なわれますとともに、一方において相当大きな拡張が行なわれますので、

全体としては私の方の人員は相当の増員がやはり今後とも必要であります。そういう点からいたしまして、われわれの事業全体としましては将来とも労働不安を起こさないようにやっていく方法は十分あるわけでありまして、その点につきましては、今後とも努力をいたしていきたいと思つております。

○大高委員 次に、制度関係について伺ひたいと思ひますが、全国で約六百程度の単位料金区域を設けるといふが、それは何の必要があり、また何を目的とするものであるか。そして具体的にどのようなことになるのかという点について御説明願いたいと思ひます。

○横田説明員 ただいまの、全国を六百程度のグループに分けていく必要、その理由につきましては、先ほど総裁から御説明がありましたように、市外通話を今後できるだけ即時にやっていくといふことにつきましては、従来のように交換手を介してやっていく方法だけでは、全国の即時をできるだけでなく、早く達成していくことは非常に困難でありまして、どうしても設備の近代化、機械化によりまして、中距離、遠距離も即時が機械的にできると

いうような方向をとる必要があるわけでありまして。そこで全国をそういう即時化をとるようにならした場合には、全国に電話局の数は約七千あります。七千といふ電話局の今、局対局で距離をはかつておられますが、そういう局対局で距離をはかるようにいたしますと、これは結びつきが約二千四百万以上になるわけでありまして、非常に複雑なものであります。そういう複雑な体系は将来困難でありますので、できるだけこれを簡易化していくことが必要であります。そういうことをやめましてグループではかつていくつとやめましてグループではかつていくつとやめましていくつもの結びつきが非常にできまして、それをある程度簡易化していくことができる、こういうことになるわけでありまして。

○大高委員 次に、制度関係について伺ひたいと思ひますが、全国で約六百程度の単位料金区域を設けるといふが、それは何の必要があり、また何を目的とするものであるか。そして具体的にどのようなことになるのかという点について御説明願いたいと思ひます。

○横田説明員 ただいまの、全国を六百程度のグループに分けていく必要、その理由につきましては、先ほど総裁から御説明がありましたように、市外通話を今後できるだけ即時にやっていくといふことにつきましては、従来のように交換手を介してやっていく方法だけでは、全国の即時をできるだけでなく、早く達成していくことは非常に困難でありまして、どうしても設備の近代化、機械化によりまして、中距離、遠距離も即時が機械的にできると

いうような方向をとる必要があるわけでありまして。そこで全国をそういう即時化をとるようにならした場合には、全国に電話局の数は約七千あります。七千といふ電話局の今、局対局で距離をはかつておられますが、そういう局対局で距離をはかるようにいたしますと、これは結びつきが約二千四百万以上になるわけでありまして、非常に複雑なものであります。そういう複雑な体系は将来困難でありますので、できるだけこれを簡易化していくことが必要であります。そういうことをやめましてグループではかつていくつとやめましていくつとやめましていくつもの結びつきが非常にできまして、それをある程度簡易化していくことができる、こういうことになるわけでありまして。

○大高委員 次に、制度関係について伺ひたいと思ひますが、全国で約六百程度の単位料金区域を設けるといふが、それは何の必要があり、また何を目的とするものであるか。そして具体的にどのようなことになるのかという点について御説明願いたいと思ひます。

○横田説明員 ただいまの、全国を六百程度のグループに分けていく必要、その理由につきましては、先ほど総裁から御説明がありましたように、市外通話を今後できるだけ即時にやっていくといふことにつきましては、従来のように交換手を介してやっていく方法だけでは、全国の即時をできるだけでなく、早く達成していくことは非常に困難でありまして、どうしても設備の近代化、機械化によりまして、中距離、遠距離も即時が機械的にできると

いうように考えておるわけでありま
す。

○大高委員 次にお聞きしたいこと
は、単位料金区域内を中心に準市内通
話制度を設けるというが、これを自動
通話だけに限定し、同じ区域内の通話
であっても手動通話は準市内通話とし
ないという理由を御説明願いたいと思
います。

○大泉説明員 お答え申し上げます。
この単位料金区域内の通話につきまし
て、自動通話だけでなく手動通話も準
市内通話という単位料金の通話にする
ことは望ましいことではあります、
線路事情によってできないのでありま
す。まず手動通話につきましては、待
ち合わせのあります待時通話と、すぐ
につながる即時通話とがあるのであり
ますが、待時通話の方は待時、至急が
ないという用をなさないのであります
で、単位料金にすることができない。
それから即時通話につきましては、手
動通話と申しますのは交換手の手数等
から申しまして、どうしても最低三分
の料金をとる必要があるのをごさいま
すけれども、この準市内通話につきま
して、市内度数料の七割を単位にする
という建前をとりました結果、手動通話
にはこれは適用できないということご
さいますので、結局手動通話にはと
り得ないわけでございます。しかしな
がら自動通話につきましては、先ほど
いろいろ説明がありましたごとく、今
後の近代化のためにはどうしても機械
を簡素化して、しかもこの近代の生活
圏の拡大に即応して合理的に料金をは
かる必要がある。そのためにどうして
も自動通話だけは将来のむだを生じな
いように、将来の電話事業を見通しま

して、これだけは少なくとも準市内通
話にしなければならぬという観点で
このようにいたしましたのでございま
す。現在の手動通話の区間も逐次自動
化されるに伴いまして準市内通話に
なっていくという工合に考えられるの
でございます。

○大高委員 次にお聞きしたいこと
は、市外通話の距離のはかり方を根本
的に改めるといいますが、現在の方法
ではなぜ悪いのか。そして新しいはか
り方ではどんな利益があるのかという
ようなことについてお聞きしたいと思
います。

○大泉説明員 ただいまお尋ねの距離
のはかり方でございますが、この際考
えておりますのは、市外通話のはかり
方を先ほど説明のありました通り、グ
ループ対グループ、単位料金区域対単
位料金区域の間の距離ではかること
と、及びこの間を直線ではかること
に改めたいということでございます。
その理由を申しますと、第一に従来
は局対局ではかつておったのでござ
います、これは生活圏の広がって
実態には必ずしも即応しない上に、将
来の自動化のためには非常に複雑な
ことになるといふことから、どう
してもグループ対グループの距離には
かり方を改める必要があるわけござ
います。

次に直線ではかるということは当然
のことでございますが、従来はこれを
百キロまでは原則として直線、百キロ
以上は郵便線距離によつてはかる
というやり方をしておったわけ
でございます。これは初期の線路等
を路をやっておった時代、しかも相互
間の通話数がさして多くなかった時代

は、あるいはとり得たのでございま
す。最近のごとく全国どこでも通話
ができるように急速に進んでいく。今
ま三百万区間程度のものが二千万区
間以上も、どんな通話ができるよう
になろうという時代には、このような
そくなはかり方では非常に煩瑣であ
つて、しかも簡素な機械化をはかつて
いくことが困難である。また郵便線
などは、この交通の線路状況に従つて
変動があるということから、最も客観
的で変動の少ない合理的な直線ではか
る。しかも世界のほとんどの国が直線
ではかつておるのでございまして、こ
のように改めたいというのでございま
す。

○大高委員 このたびの改正案が国会
で成立したら、明年秋の本実施の前
に、一部の局で新料金の試験実施を行
なうということであるが、どうして試
験の必要があるのか。

○大泉説明員 試験実施でございま
す。今までの料金の改定と申します
のは、この体系には影響がなくて、
単なる料金の改定であつたのでござ
います。ところが今回の改正は料金の体
系自体をいじろうとするものでござ
います。距離別、時間差法をとりま
す。通話の変動等も相当起こり得る
かもしれないということが考えられま
す。諸外国の例によりまして、わ
ずかの変動のあつたものもあれば、相
当大きな変動のあつたものもあるの
でございます。この際最も完全に円滑
に実施できるようにするために、この
準備の期間に一部の局で試験実施を行
なうということでございます。要する
にこれは体系の変更を円滑にやるた
めでございます。

○大高委員 次は料金関係についてお
伺いしたいと思います。この改正案で
は、今までの通話で、どんな小さな電
話局にも度数制がしけるよう、すべて
の級局に度数制の料金が定めてある
が、今後はこれによって全国すべて
の考え方を具体的に伺いたいと思
います。

○大泉説明員 従来度数制というの
は、六級局以上、すなわち八百加入以
上の局につきまして行なわれておた
のでございまして、その理由は、それ
以下の局にとっては度数制ではかる
ことが非常に不経済であつたとい
うことでございます。度数料金では
かることが最も合理的であるというこ
とは申すまでもないことと思つて
ございまして、ところが最近におきま
して自動化が相当小局にまで及びま
して、度数ではかることが非常に容
易になつてきたのでございまして、こ
ろが従来
の法律では六級局以上しか度数の料
金がございせんので、それ以下の七
級局、八級局を自動化しますと、市
外通話だけを度数料金ではかつて、
市内だけはやむを得ず均一制にいた
してございまして、このようなことは
従来予想していなかつたために方法
がきめてなかつたためにそのような
ことになつたわけでございます。今
回全体を合理的な体制に持つてい
こうとする際には、全国どの局にも
度数制をしけるようにすることが必要
であると思ひます。しかしながらこ
の実施につきましては、自動局で準
市内通話等ができるような局に度
数制をし、手動局等にしくつも
りはないのでございまして、

○大高委員 次は、市外通話の料金を
距離別時間差法と三分・一分制に改
めておるが、これによると、ちょうど
三分通話したときの料金額は、いず
れも現行の三分の料金額よりも高
くなるようであるが、これでは値上
げにならないか、値上げでないとい
うのならその事情を十分御説明願
いたいと思ひます。

また、公衆電話についてお聞きした
いのでありますが、公衆電話の料金は
三分・一分制と三分・三分制の二本
立になつていて距離別時間差法が
ないが、どうして公衆電話だけ三分・
三分制を残し、また距離別時間差法
を採用しないのか、その理由を聞
きたいと思ひます。

○大泉説明員 この距離別時間差法
及び三分・一分制をとりましたとき
の料金をどのように定めるかという
ことは非常にむづかしい問題な
のでございまして、三分・一分制の
場合の例をとりまして、三分の料
金をそのまゝにして、五分の通話
は値下げになります。そのまゝは
りつておきますと約一割の減収を
生ずるのでございまして、距離別
時間差法の場合は、そのほかにさら
に三分未満の通話あるいは一分の
端数の通話等についても値下げを生
じますので、これは二割の減収を生
ずるといふことになるのでございま
して、この減収を生じないようにす
るためには料金をどのように定めら
ばいいかということを検討いたした
のでございまして、これは現在の通
話が、新しい制度になつたときにど
うに通過がかわるかというにつ
きまして検討を加へまして、その新
しい通過の姿といふも

のにおいて料金が増収にも減収にもならないようにという計算をいたしました結果、三分・一分制の場合には今までの基本三分の料金の一分増し、それから距離別時間差法の場合は二割五分増しにすればいいという計算の結果が出たのでございます。しかしながらこの料金を具体的に定めますにあたりましては、たとえば三分の通話は三分の料金は切りがたいというよりなことで、その辺の調整、あるいは距離別時間差法をやりましたような段階におきまして、どうしてもお客さんの利益というのを考えます結果、下げきみにならざるを得ないというところで、実際上は二割五分のところを九割ちよつとで、二割五分のところを二割程度にしかなくていいのでございまして、そういう意味でいきますと多少値下げにも当たると言えるかと思うのでござい

ます。最後に公衆電話についてでございますが、公衆電話につきましても一般の電話と同じにするのが望ましいのでございまして、これも公衆電話につきましても交換手が金を入れてくれということを通知するの一分ごとにやるのはなかなか困難である。それから一分ごとの料金が五円、十円刻みでなければならぬということ等から三分・一分制にするとかえって値上げになって困るということから、むしろ現行通り三分・三分にとどめることにした方がいいと考えた次第でございます。

○大高委員 今回の料金改正の必要なる理由の一つとして、たとえば東京とその周辺のうちに、都市の発展に伴う境

界付近の通話料の格差の問題があげられていますが、この格差の問題は今回に改正によって解消されると考えてよろしいかと考えていますか。

○大泉説明員 この問題は端的に申し上げまして大部分解消される、必ずしも理想的ではないけれども、相当程度解消されると考えてよろしいかと思ひます。

○大高委員 先ほどの準市内通話の問題だが、準市内通話のできる電話局では、その局の級局を定める場合の加入数の計算の中に、準市内通話の相手局の加入数の十分の一を加算するという

が、どういうわけかというところになるのか、理由を聞きたいと思ひます。

○大泉説明員 この問題につきましても、まず第一に準市内通話の場合に、この級局を定める場合に加入数を合算することが正しいかどうか、その次に

は幾らにすればいいか、この二点になると思ひます。

第一点につきましては、準市内通話というものは距離にかかわらず単一料金にするものでございまして、合併に準ずるものでございまして、従って合併の場合には加入数を合算して級局を定めておりますので、何らかの意味において合算するのが正しいと言へると思ひます。その方が準市内通話ができ

ない局との均衡上からも必要であらうと思ひます。

次に、それでは幾らの金額にすればいいかという問題でございますが、このような通話の実態を調査いたしますと、大体一分以内、要するに七円の市内通話料で通話できる通話の量が大体二〇%程度あるものでございまして、そこ

でそれをどの程度考えたらいいかという

うことでございまして、二〇%というのは平均の通話量でございまして、これを割に通話量の少ない人のことも考えまして、十分の一ということに定めた次第でございます。

○大高委員 次に、やはりさきに三分・一分制等の新しい料金で三分間通話したときの料金が、現行の三分の料金より高くしてある理由の説明を聞いたのだが、料金表を見ると、待時の十キロまでの区間の料金だけは現行より安くなっている。これは一体どうい

うつもりで引き下げたのか、説明していただきたいと思ひます。

また、今回の料金表では、手動の市外通話と自動の市外通話とで料金区分の距離の段階が異なっているが、どうい理由でこういうことに改めるのか、説明をお願いしたいと思ひます。

○大泉説明員 これは先ほど申しました通り、この料金のきめ方は大体現行の三分の料金の二割一分増しという

ことを目途としたのでございまして、しかしこれは三で割り切れなければならぬというところのために、十キロまでは今まで十円だったのでございまして、これを今の方式を適用して考えますと十二円になるわけでございます。

ところが十二円となりますと二割増しになる。ところがまたまたこの区間は割合にサービスの悪い区間である。ここが、一番高い一割一分でいいところを二割増しになるといふのは、どうも

地方の人たちに対して適当でないのではないかと、この際特に三

で割り切れる九円に値下げいたしましたのでございまして、この結果、総体におきまして大体八億ほどの減収を覚悟いたしておる次第でございます。

また、手動と自動で市外通話の料金段階が違つておるといふお話でございますが、自動につきましては、機械の關係上、準市内を含めて十四段階にしない限り非常に経費が高くなるもの

でございます。他面、世界の各国を見ますと、料金段階はだんだん少なくな

る傾向にあるのでございまして、自動通話に關しましては現在大体六十キロ程度までしかやらないのでございまして、それ以上の段階につきま

しては、将来を見越しましてある程度段階をくくりまして十四段階にいたした次第でございます。ところが手動も

同じようにしたらどうかという考え方もあるものでございまして、手動の場合

は三分・三分で料金をはかります結果、二つの段階を縮めくりますと、

どうしても値上げというものができてくる。これはこの段階では適当でない

のじゃないかというのを考えまして、手動につきましては二十段階、自動につきましては準市内を含めて十四

段階ということにいたしました次第でございます。

○大高委員 次に、法定しない郵政大臣の認可によつて料金をついでお聞きしたいと思ひますが、現在、認可料金になつておるものも、どんな種類のものがあるか、また認可

料金による収入と、法定料金による収入とのぐらゐの割合になつておるか、お聞きしたいと思ひます。

○大泉説明員 法定料金と認可料金でございますが、法定料金になつておりますものは、非常に多数使われる、そして重要なものという工合になつておるよう

でございます。たとえば通常電報の電報料金、単独電話の基本料、

あるいは加入電話の市外通話料、あるいは加入申し込みの際の設備料等がさ

ようでございます。認可料金を申ししますと、割合に数の少ない、あるいは一部

の面に關係があるというものでございまして、たとえば特別電報の電報料、

共同電話の基本料、あるいは地域団体加入電話の基本料、あるいは専用料、

あるいは加入電信に關する料金、船舶電話に關する料金といったようなものでございまして、それで、この料金の關係でおおむね八七%程度が法律料金でございまして、残りが認可による料金でござい

ます。

○大高委員 次に、今回の改正で市外通話料の夜間割引を郵政大臣の認可制にするようだが、現在夜間割引になつ

ている通話はどのくらいあるのかお伺いしたい。

○大泉説明員 現在、全部の通話を三分ごとに字数に直しますと約十八億字

数ぐらゐだと思ひますが、そのうち大体三千四百万字程度でござい

ます。

○大高委員 そこで、今度夜間割引の案を郵政大臣に認可申請するときは、

割引の時間や割引率を変更しようというふう

晩の八時から朝の七時まで、待時通話の方は晩の十時から朝の六時までになつてゐるのでございまして、一般に待時通話の割引時間をもつと繰り上げてくれという要望が強いのでございまして、今のところそのような要望を入れまして、待時通話の割引時間を八時までは、要するに即時と同じにしたらどうかという工合に考えておるのでございしますが、これによつてはなほだしい減収が起るようなことも望ましくございせん。かといつてより負担を重くすることも好ましくないもので、この程度で適当に定めていきたいという工合になるべく及ぼす影響が少なく、しかも公社の減収も少なくという工合に考えていきたいと思ひます。

○大高委員 今回の改正で、加入者等の建物や敷地内の線路を端末機器のための線路の一部として使用することを公社に請求できるというような規定を加えてありますが、これは一体どういうわけでこんな規定を入れるようにしたのか、具体的に御説明を願ひたいと思ひます。

○横田説明員 御承知のように最近の建物といはしましては、地方、都市を問わずコンクリートの近代建築がほとんどできておるわけでありまして、その近代建築を作るときに、あらかじめ電話の線路も引っぱり込める、あるいは電灯線も引っぱり込めるというような諸設備をしておいていただく、あとで建物に電話を引くときに建物をこわして引くというようなことを、あるいは美観を損ずるようなことをせずにやうていけるというやうなことができるわけでありまして、しかしそういうことにつきまして、現在の法律では、端末

機器を作つて、われわれのところに使えという請求が正式にできないことになつておりますので、ビルディングの所有者の方あるいはその御利用者の方があらかじめそういう設備をしていただく、われわれの方もその設備を使わしてもらつて、ビルディングをこわさずに電話を引いていけることになると思ひまして、そういう規定を設けた次第であります。

○大高委員 最後に、今回は電報料金については改正を行なわれないやうであるが、電報についても、現在大幅の赤字になつてゐることなど、いろいろ検討を要する問題が多いと思はれるのであります。そこで、料金も含めて電報事業について今後全般的な検討を行なう考えがあるのかどうか、これについて当局の見解をお聞きしたいと思ひます。

○横田説明員 ただいまお尋ねのありましたやうな電報につきましては、収入が約百億、支出が約二百五十億程度で、収入に比べて倍以上の支出、すなわち半分以上が赤字になつておるという情勢でありますので、この電報についてどういふやうにしてやつたらいいか、こゝういふ問題があるわけでありまして、しかし電報の再検査と申しまゝすが、そゝういふ問題につきましては、単に料金だけの問題でなしに、そゝういふ意味でいろいろ根本的に考え直す問題が非常にあるということが一つ。それから今回ののは先ほどからたびたび御説明させていただきまして、すゝぐかからないとお客さんに非常に迷惑をかける。設備の近代化を行なつて、サービスの改善もできない、緊急急ぐ

という問題だけに限定して、今の電話の問題に限定いたしていただくわけでありまして、電報の問題についても、御指摘のやうに今後料金全体としても考えていかなければならぬ点があるわけでありまして、さしあたりこの緊急急ぐ電話の問題に手をつけまして、なおこの電話の料金に手をつけまして、たとえば距離別時間差法、先ほどから話がありまして全国七円均一にする。七円均一だけれども時間が東京―大阪になると四秒七円になる。東京―鹿児島になると二秒半七円になる。こゝういふやうな制度を一応考えておるわけでありまして、こゝういふもののまた電報に及ぼす影響というものも相当あるかと思はれます。そゝういふ諸般の關係、並びに電報につきましては、最近御承知のやうに加入電信あるいは電信の専用線、特にIDP、いわゆる資料集中処理組織、小野田セメントあたりが最もそれを効果的に使つておられますが、全国の工場からのデータが瞬間的に全部集まつてくるというやうな制度がほとんど進歩いたしております。こゝういふ問題も全面的に電信の今後の再検査とあわせて検討いたすことにいたしますならば、相当の問題もあつたので、今回は特に急ぐ電話のお客さんのサービスのためにも、設備の近代化のためにも特に緊急急ぐ問題に限定いたしまして、電報の問題につきましてはいずれそゝういふ再検査とあわせて、根本的に御検討をお願いしたい、こゝう思つておるわけでありまして。

○山手委員長 本日はこの程度にとどめ、次会は明九日午前十時より理事会、午前十時三十分より委員会を開会

することとして、これにて散会いたします。
午前十一時五十九分散会

昭和三十六年五月十日印刷

昭和三十六年五月十一日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局